平成２２年（フ）第２６２号
埼玉県深谷市東方4271番地８
債務者　下田　康子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３１７号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形634番地５
債務者　杉田真智子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３２４号
埼玉県熊谷市高柳69―１、住民票上の住所埼玉県熊谷市東別府754番地
債務者　根岸　里紗
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３６６号
埼玉県羽生市南７丁目18番地10
債務者　小林江美子（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２１６３号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字伊勢山381番地　パラッツオⅢ101
債務者　大可　　勝
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１８０号
名古屋市東区徳川１丁目616番地　須賀工業株式会社徳川寮206号
債務者　大庭　広明
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１６号
大津市大平２丁目33番　県営石山南団地１棟304号、住民票上の住所大津市月輪３丁目26番３号　ムーンサークル88　２Ａ
債務者　熊田　勝已
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２３号
滋賀県甲賀市甲賀町大久保899番地
債務者　黄瀬　秀代
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４９号
愛媛県東温市志津川1154番地６
債務者　川田シノブ
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１７２号
福岡市西区姪浜駅南４丁目21番７―101号
債務者　林　　修
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１７３号
福岡市西区姪浜駅南４丁目21番７―101号
債務者　林　眞理子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２０３号
福岡市西区泉１丁目27番15号
債務者　平柳　正三
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２９５号
福岡県春日市桜ヶ丘２丁目52番地メゾネット桜ヶ丘102号
債務者　川本　　昇
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４１７号
福岡市西区周船寺３丁目10番18―301号
債務者　田上　雪江
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８６１号
福岡市城南区茶山１丁目１番１号
債務者　松下　淳也
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９４８号
福岡市城南区片江２丁目28番18号
債務者　江川　浩明
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９７１号
福岡市東区和白１丁目２番９号
債務者　上田　健夫
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９９５号
福岡県筑紫野市美咲８番地５
債務者　新田　正美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部